

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を変更しようとするときに国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならぬ事項から、車線数に関する事項で全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なもの等を除くものとする事。 (第二条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする事。